

委員会運営について

(1) 委員自己紹介

(敬称略、五十音順)

氏名	職名等
川元 麻衣	公認会計士
吉川 哲朗	弁護士
下山 朗	大阪経済大学経済学部教授
徳丸 浩	立命館大学国際関係学部教授
西村 佳子	京都産業大学経済学部教授
松田 有加	滋賀大学経済学部教授
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

(2) 委員長選出、副委員長及び職務代理者指名

【京都市指定金融機関選定委員会規則（抄）】

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(3) 委員会の審議等について

○ 委員の守秘義務について

【京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）】

（秘密を守る義務）

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

○ 審議の非公開の取扱いについて

【京都市情報公開条例（抄）】

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(3) 法人（本市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの